

# 平成28年度第1回鳥取市障がい者差別解消支援地域協議会概要

日 時：平成28年5月27日（金） 午前10時30分～11時40分

場 所：鳥取市障害者福祉センター「さわやか会館」3階 第2研修室

## 【出席者】12名

松本（美智恵）委員、西村委員、山本委員、有本委員（浦島委員代理）、森脇委員、上田委員、石田委員、小林委員、平野委員、神谷委員、竹間委員、豊福委員

## 1 開 会

## 2 障がい福祉課長あいさつ

## 3 自己紹介

## 4 会長・副会長の選出

会長に山本委員、副会長に松本（美智恵）委員が選出されました。

## 5 報告・意見交換事項

### （1）障害者差別解消法について（10：45～11：25）

鳥取市人権政策監人権推進課 河越智子 人権教育推進員

河越人権推進委員より、障害者差別解消法の制定の背景、障がいとは何か、「個人モデル」と「社会モデル」の考え方、「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮」の考え方などについて、分かりやすく解説いただきました。

### （2）障がい者の差別解消に向けた本市の取組について

資料4に基づき、事務局で説明

### （3）その他

#### ●委員

熊本地震では、福祉避難所が問題となっていたと思うが、鳥取市の福祉避難所はどのような状況か。

#### ○事務局

福祉避難所の数については手元に資料に資料がないのできっちりとした数字はお答えできませんが、30～40か所だったと思います。老人ホームや障がい者施設と協定を結び、福祉避難所として位置づけることとなります。

施設としても、入所者や通所者が優先となりますので、具体的に何人受け入れることが可能かは、その時にならないと分からないということもありますが、

日頃から施設側と打ち合わせしておくことが重要だと思います。

また、本市では、地域にご協力いただき、避難行動要支援者支援制度への要支援者の登録を促進めています。

●委員

この協議会の設置要綱第6条第1項に、この協議会での協議事項として相談体制の構築とあるが、体制は既に構築してあるのか。

○事務局

相談窓口は、基本的に障がい福祉課と中央人権福祉センターとなりますが、今後、他の窓口も加えた方がいいというような事例があったときには、また皆さんに相談させていただきたいと思います。

●委員

この法律は、4月1日にスタートしたばかりで、これからいろいろなところに周知していくことが大事だと思うが、どのように取組を進める予定か。

○事務局

チラシなどを作ってPRしていきたいと考えています。また説明会も、希望があれば積極的に出向いていきたいと思います。

6 閉会

以 上